

## 抗がん剤治療特約条項 目次

## この特約の趣旨

第1条	特約の締結および責任開始期	第15条	抗がん剤治療給付金額の減額
第2条	がんの定義および診断確定	第16条	責任開始期前のがん診断確定による無効
第3条	抗がん剤治療給付金の支払	第17条	特約の消滅
第4条	抗がん剤治療給付金の請求手続	第18条	告知義務および告知義務違反
第5条	支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱	第19条	重大事由による解除
第6条	特約の保険料の払込免除	第20条	契約者配当
第7条	特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	第21条	特約の更新
第8条	特約の保険料の自動振替貸付	第22条	法令等の改正に伴う支払事由の変更
第9条	特約の失効	第23条	抗がん剤治療給付金の受取人の変更
第10条	特約の復活	第24条	管轄裁判所
第11条	特約の解約	第25条	主約款の規定の準用
第12条	解約返戻金	第26条	がん保険に付加した場合の特則
第13条	債権者等による解約	第27条	終身がん保険（08）に付加した場合の特則
第14条	特約の保険期間および保険料払込期間の変更	第28条	総合医療保険に付加した場合の特則
		第29条	長期総合医療保険に付加した場合の特則
		第30条	平成23年11月1日以前の契約日の主契約に付加した場合の特則

## 抗がん剤治療特約条項

(平成23年11月2日制定)

(平成24年4月2日改正)

## この特約の趣旨

この特約は、被保険者が、がんの治療を直接の目的として、公的医療保険制度に基づき所定の抗がん剤による治療を受けた場合に、抗がん剤治療給付金の支払を保障するものです。

## (特約の締結および責任開始期)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）の申出によって、主契約に付加して締結します。会社が、この特約の申込みを承諾した場合には、保険証券を保険契約者に交付します。この特約の保険証券に記載する事項については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険証券に記載する事項の規定を準用します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、保険契約者から申出があった場合、会社は、新たに主契約の主たる被保険者（以下「被保険者」といいます。）に関する告知を求め、被保険者の選択を行ったうえ、承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、会社はこの特約の保険証券を交付しません。
- 3 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合、主契約の払込方法＜回数＞に応じて、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。

## (がんの定義および診断確定)

- 第2条 この特約において「がん」とは、別表17に定める悪性新生物をいいます。
- 2 がんの診断確定は、医師によって、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによりなされることを要します。

## (抗がん剤治療給付金の支払)

- 第3条 この特約で、支払う給付金の種類、給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、次のとおりです。

給付金の種類	支払事由	支払額	受取人
抗がん剤治療給付金	<p>被保険者が、この特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日（以下「がん給付の責任開始期」といいます。がん給付の責任開始期以後復活の取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。以下本項において同じ。）より前にがんと診断確定されることなく、がん給付の責任開始期以後、この特約の保険期間中に、次のいずれにも該当する入院または通院をしたとき</p> <p>① がん給付の責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院または通院</p> <p>② 病院または診療所における入院または通院</p> <p>③ 公的医療保険制度（別表36）によって保険給付の対象となる抗がん剤（別表16）を使用した治療を行った入院または通院</p>	支払事由に該当した日が属する月ごとに抗がん剤治療給付金額	被保険者

- 同一の月に、支払事由に該当する複数の入院または通院をしたときは、その月の最初の入院日または通院日にのみ、支払事由に該当したものとみなします。
- 抗がん剤治療給付金の支払限度月数は、この特約の保険期間を通じて120か月とします。抗がん剤治療給付金の支払月数が、支払限度月数に達したときは、この特約は消滅します。
- 支払事由に該当した日の属する月に抗がん剤治療給付金額が変更された場合には、第1項の抗がん剤治療給付金の支払額は、支払事由に該当した日における抗がん剤治療給付金額とします。
- 抗がん剤治療給付金を支払った場合には、その支払後に同一の月の抗がん剤治療給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 保険契約者および死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、抗がん剤治療給付金の受取人は、第1項の規定にかかわらず、保険契約者となります。

#### （抗がん剤治療給付金の請求手続）

**第4条** 抗がん剤治療給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

- 抗がん剤治療給付金の受取人は、前項の支払事由が生じたときは、会社所定の書類（別表4）を提出して、抗がん剤治療給付金を請求してください。
- 抗がん剤治療給付金の支払時期および支払場所は、主約款の規定を準用します。この場合、抗がん剤治療給付金を支払うために確認が必要な場合に「責任開始期前のがん診断確定による無効に該当する可能性がある場合」を加え、その場合に確認する事項に「被保険者ががんと診断確定された時期ならびに保険契約者および被保険者のその事実の知、不知に関する事実」を加えます。
- 抗がん剤治療給付金の受取人である被保険者が死亡した場合、抗がん剤治療給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次の各号に定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。

号	代表者	
(1)	主契約の死亡給付金受取人が被保険者の法定相続人の場合	主契約の死亡給付金受取人 (法定相続人である死亡給付金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者)
(2)	前号に該当する者がいない場合	この保険契約において指定代理請求人制度に関する特則による指定代理請求人が指定または変更されているときは、その者 (被保険者の死亡時において同特則第3条（指定代理請求人の指定および変更）第1項各号に定める範囲内であることを要します。)
(3)	前2号に該当する者がいない場合	配偶者
(4)	前3号に該当する者がいない場合	法定相続人の協議により定めた者

- 前項の規定により、会社が抗がん剤治療給付金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその抗がん剤治療給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 故意に抗がん剤治療給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第4項に定める代表者としての取扱いを受けることができません。

#### （支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）

**第5条** この特約の保険料が払込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約による抗がん剤治療給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を抗がん剤治療給付金から差引きます。

- 猶予期間中に、この特約の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を抗がん剤治療給付金から差引きます。
- 前2項の場合、抗がん剤治療給付金が差引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払込んでください。この未払込保険料が払込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、支払事由の発生により支払うべき抗がん剤治療給付金を支払いません。

**(特約の保険料の払込免除)**

- 第6条** 主約款の規定により主契約の保険料の払込みが免除された場合には、会社は次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日まで）に所定の障害状態になったときは、その払込期月）以降のこの特約の保険料の払込みを免除します。
- 2 前項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

**(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)**

- 第7条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の付加時に会社所定の範囲内で定めます。
- 2 この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- 3 前項で払込むべき保険料は、主約款に定めるそれぞれの払込期月の契約応当日（第1回保険料の場合は契約日）からその次の払込期月の契約応当日の前日までの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
- 4 保険料期間中にこの特約が消滅した場合（この特約の保険料の払込みが免除された後に消滅した場合を除きます。）またはこの特約の保険料の払込みが免除された場合には、保険料期間に対応するこの特約の保険料のうち未経過部分（次の払込期月の契約応当日の前日までの保険料相当額とし、1か月未満の端数は切捨てます。以下、「未経過保険料」といいます。）を保険契約者（主契約の死亡給付金を支払うときは、主契約の死亡給付金受取人）に払いもどします。
- 5 主契約の保険期間と保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払込むべきこの特約の保険料は、第2項の規定にかかわらず、会社の定める取扱いに従い、主契約の保険料の払込の規定を準用して払込むことを要します。
- 6 前項の規定により、主契約の保険料払込期間経過後においてこの特約の保険料を払込む場合、次の各号に定めるところによります。

号	主契約の保険料払込期間経過後の特約保険料の払込
(1)	特約保険料の払込免除、払込猶予期間、前納、失効および復活については、主約款に定める規定を準用します。
(2)	特約保険料の払込については、主約款に定める保険料の自動振替貸付の規定を適用しません。
(3)	主契約の保険料の払込方法<経路>が所属団体を通じ払込む方法のときは、この特約の保険料の払込方法<経路>は、会社の定める他の保険料の払込方法<経路>に変更することを要します。
(4)	この特約の保険料の払込方法<経路>の変更については、主約款の保険料の払込方法<経路>に関する規定を準用します。ただし、所属団体を通じ払込む方法は取扱いません。

- 7 この特約の保険料の払込みを要しなくなった場合には、この特約の保険料前納金の残額を保険契約者に払いもどします。ただし、主契約の死亡給付金を支払うときは、主契約の死亡給付金受取人に支払います。
- 8 主契約の保険料が払込まれ、この特約の保険料が払込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

**(特約の保険料の自動振替貸付)**

- 第8条** この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付の規定を適用します。

**(特約の失効)**

- 第9条** 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

**(特約の復活)**

- 第10条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用してこの特約の復活の取扱いをします。ただし、会社がこの特約の復活を承諾しても、保険証券は交付しません。

**(特約の解約)**

- 第11条** 保険契約者または保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

**(解約返戻金)**

- 第12条** この特約に解約返戻金はありません。

**(債権者等による解約)**

- 第13条** 債権者等によるこの特約の解約は、解約の請求の通知が会社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の通知が行われた場合でも、通知の時において保険契約者でない抗がん剤治療給付金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、所定の金額（解約の請求の通知が会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- 3 抗がん剤治療給付金の受取人が前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の請求の通知が会社に到着した日以後、解約の効力が生じるまで、または第2項の規定により効力

が生じないこととなるまでに、第3条（抗がん剤治療給付金の支払）第3項の規定によりこの特約が消滅するときは、そのとき会社が支払うべき金額の限度で、第2項に定める所定金額を債権者等に支払います。この場合、支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差引いた残額を、抗がん剤治療給付金の受取人に支払います。

**（特約の保険期間および保険料払込期間の変更）**

- 第14条 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の保険期間および保険料払込期間を変更することができます。ただし、変更後の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内から選択することを要します。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
  - 3 会社が本条の変更を承諾したときは、保険契約者は、会社の定める方法により計算した金額を払込んでください。この場合、会社は、次回以後のこの特約の保険料を更正します。

**（抗がん剤治療給付金額の減額）**

- 第15条 保険契約者は、会社の定める取扱いに従い、この特約の抗がん剤治療給付金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の抗がん剤治療給付金額は、会社所定金額以上であることを要します。

**（責任開始期前のがん診断確定による無効）**

- 第16条 被保険者が告知以前または告知の時からがん給付の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、この特約は無効とします。
- 2 前項の場合すでに払込まれたこの特約の保険料は次のように取扱います。

号	がん診断確定の時期	事実の知、不知	すでに払込まれた保険料の取扱
(1)	告知以前	保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったとき	保険契約者に払いもどします。
(2)	告知以前	保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたとき	払いもどしません。
(3)	告知の時からがん給付の責任開始期の前日まで	保険契約者および被保険者の知、不知を問いません	保険契約者に払いもどします。

- 3 被保険者ががん給付の責任開始期以後復活の際の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者の、その事実の知、不知にかかわらず、この特約の復活は無効とします。この場合、この特約の復活の際に払込まれた金額およびこの特約の復活以後に払込まれたこの特約の保険料は、前項の規定に準じて取扱います。
- 4 本条の適用がある場合には、第18条（告知義務および告知義務違反）または第19条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

**（特約の消滅）**

- 第17条 第3条（抗がん剤治療給付金の支払）第3項に規定するほか、主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。この場合、責任準備金その他の返戻金の払いもどしはありません。

**（告知義務および告知義務違反）**

- 第18条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

**（重大事由による解除）**

- 第19条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

号	重大事由による解除となる場合
(1)	保険契約者、被保険者または抗がん剤治療給付金の受取人が、この特約の抗がん剤治療給付金を詐取する目的または他人に抗がん剤治療給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
(2)	この特約の抗がん剤治療給付金の請求に関し、抗がん剤治療給付金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
(3)	保険契約者、被保険者または抗がん剤治療給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合 ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること エ. 保険契約者または抗がん剤治療給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(4)	他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または抗がん剤治療給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待し得ない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
(5)	他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
(6)	会社の保険契約者、被保険者または抗がん剤治療給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前5号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

- 2 抗がん剤治療給付金の支払事由または保険料の払込みの免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、次のとおり取扱います。

号	支払事由が生じた後にこの特約を解除する場合の取扱
(1)	会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた抗がん剤治療給付金の支払事由による抗がん剤治療給付金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号ア. からオ. のいずれかに該当した者が抗がん剤治療給付金の受取人のみであり、その抗がん剤治療給付金の受取人が抗がん剤治療給付金の一部の受取人であるときは、抗がん剤治療給付金のうち、その受取人に支払われるべき抗がん剤治療給付金をいいます。以下、本号について同じとします。）を支払いません。また、すでに抗がん剤治療給付金を支払っているときは、その返還を請求することができます。
(2)	会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料の払込みの免除事由による保険料の払込みの免除を行いません。また、すでに保険料の払込みを免除していたときは、払込みを免除したこの特約の保険料の払込みがなかったものとして取扱います。

- 3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または抗がん剤治療給付金の受取人に通知します。

#### （契約者配当）

第20条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

#### （特約の更新）

第21条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者が、この特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、自動的に更新され継続するものとします。ただし、更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえる場合には、更新できません。

- 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同じとします。ただし、会社の定める取扱いに従い、保険期間を変更して更新されることがあります。
- 保険契約者は、更新後のこの特約の第1回保険料を、この特約の更新日（契約応当日）の属する月の末日までに会社に払込んでください。この場合、主約款の保険料払込みの猶予期間の規定およびこの特約条項第8条（特約の保険料の自動振替貸付）の規定を準用します。
- 猶予期間中に前項の保険料の払込みがないときは、この特約は更新されず、更新前のこの特約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。
- 第1項から前項までの規定により、この特約が更新された場合、次の各号のとおり取扱います。

号	保険契約が更新された場合
(1)	第3条（抗がん剤治療給付金の支払）、第6条（特約の保険料の払込免除）、第16条（責任開始期前のがん診断確定による無効）および第18条（告知義務および告知義務違反）の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
(2)	更新後のこの特約には、更新時のこの特約の特約条項および保険料率を適用します。
(3)	更新後のこの特約の保険証券は交付しません。

- 6 第1項から前項までの規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、この特約と同種類の会社所定の他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、抗がん剤治療給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

**(法令等の改正に伴う支払事由の変更)**

- 第22条 会社は、別表36に定める公的医療保険制度の改正が行われた場合で、その改正がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めるときには、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由の変更を行うことがあります。
- 2 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可により本条の変更を取扱うことができることとなった日（以下「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かってこの特約の支払事由を改めます。
  - 3 本条の規定により支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
  - 4 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由の変更日の2週間前までに、次の各号のいずれかの方法を指定してください。
    - (1) 本条の変更を承諾する方法
    - (2) 支払事由の変更日の前日にこの特約を解約する方法
  - 5 前項の指定がなされないまま支払事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第1号の方法を指定されたものとみなします。

**(抗がん剤治療給付金の受取人の変更)**

第23条 保険契約者は、この特約の抗がん剤治療給付金の受取人を変更できません。

**(管轄裁判所)**

第24条 この特約における抗がん剤治療給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

**(主約款の規定の準用)**

第25条 この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

**(がん保険に付加した場合の特則)**

第26条 この特約ががん保険に付加されている場合には、次の各号に定めるところによります。

号	がん保険に付加した場合
(1)	第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の「責任開始期」は「普通死亡給付の責任開始期」、第3項の「主契約と同一」は「主契約の普通死亡給付の責任開始期と同一」と、それぞれ読替えます。
(2)	第3条（抗がん剤治療給付金の支払）第1項の受取人に関する規定中「被保険者」は「主契約の給付金受取人」と読替えます。
(3)	本特約条項中「死亡給付金」は「がん死亡保険金または死亡給付金」、「死亡給付金受取人」は「死亡保険金受取人」と、それぞれ読替えます。ただし、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第7項の「死亡給付金」は「がん死亡保険金、がん高度障害保険金または死亡給付金」、「死亡給付金受取人」は「その保険金または給付金の受取人」と、それぞれ読替えます。
(4)	第3条（抗がん剤治療給付金の支払）第6項の規定は適用しません。

**(終身がん保険（08）に付加した場合の特則)**

第27条 この特約が終身がん保険（08）に付加されている場合には、次の各号に定めるところによります。

号	終身がん保険（08）に付加した場合
(1)	第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の「責任開始期」は「普通死亡給付の責任開始期」、「主契約の主たる被保険者」は「主契約の被保険者」、第3項の「主契約と同一」は「主契約の普通死亡給付の責任開始期と同一」と、それぞれ読替えます。
(2)	本特約条項中「死亡給付金」は「がん死亡保険金または死亡給付金」、「死亡給付金受取人」は「死亡保険金受取人」と、それぞれ読替えます。ただし、第3条（抗がん剤治療給付金の支払）第6項の「死亡給付金」は「がん死亡保険金」と読替えます。
(3)	保険契約者および死亡保険金受取人（がん死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合でも、主約款の規定により主契約のがん給付金の受取人を被保険者に指定または変更するときは、第3条（抗がん剤治療給付金の支払）第6項の規定を適用しません。

**(総合医療保険に付加した場合の特則)**

第28条 この特約が総合医療保険に付加されている場合で、総合医療保険に死亡給付金0倍特則が付加されているときは、第3条（抗がん剤治療給付金の支払）第6項中「保険契約者および死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）」は「保険契約者」と読替えます。

**(長期総合医療保険に付加した場合の特則)**

第29条 この特約が長期総合医療保険に付加されている場合には、次の各号に定めるところによります。

号	長期総合医療保険に付加した場合
(1)	第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の「主契約の主たる被保険者」は「主契約の被保険者」と読替えます。
(2)	主契約の死亡給付金にかかる保険契約締結時に定めた倍率が0の場合は、第3条（抗がん剤治療給付金の支払）第6項中「保険契約者および死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みませ。）」は「保険契約者」と読替えます。

（平成23年11月1日以前の契約日の主契約に付加した場合の特則）

**第30条** 第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定により、平成23年11月1日以前の契約日の主契約（平成23年11月1日以前に指定代理請求人制度に関する特則が付加されている場合に限り、）にこの特約を付加した場合、指定代理請求人制度に関する特則第2条（特則の対象となる保険金等）第10号中「診断給付金」を「診断給付金および抗がん剤治療給付金」と読替えます。

**備考**

1. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

2. 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、前項に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

3. 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、第1項に定める病院または診療所（患者を収容するための施設を有しないものを含みます。）において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。（往診を含みます。）

4. 治療を目的とする通院

「治療を目的とする通院」には、治療処置を伴わない薬剤または治療材料の購入・受取のみの通院は該当しません。

5. 公的医療保険制度（別表36）によって保険給付の対象となる抗がん剤（別表16）を使用した治療を行った入院または通院

公的医療保険制度（別表36）に基づく診療報酬点数表（別表37）により、抗がん剤（別表16）にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院をいいます。

ただし、薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される通院については、被保険者が当該処方せんに基づいて抗がん剤（別表16）の支給を受けた場合に限り、

また、公的医療保険制度（別表36）に基づく診療報酬点数表（別表37）または厚生労働大臣が定める診断群分類点数表により算定される診療報酬に、抗がん剤（別表16）にかかる薬剤料または処方せん料に相当する費用が含まれる入院または通院を含みます。